役員等報酬並びに費用弁償規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人美方福祉会（以下、「法人」という）の定款８条及び第21条の規定に基づき、役員の報酬並びに費用弁償について定めたものである。

（対象）

第２条　本規程の対象となる役員等とは、理事長を含む理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員をいう。

（役員の出席報酬）

第３条　役員等が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席した場合には、法人は役員等に対して、別表１に定める１日分の報酬（出席報酬）と費用弁償費を支払う。

２　役員等が理事会と同日に併せて法人の業務を行った場合は、第４条の報酬（勤務報酬）と費用弁償費は併給を行わず、出席報酬と勤務報酬のいずれか、額が多くなる方を支給する。

３　理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会が書面で行われた場合であっても、法人は役員等に対して、別表１に定める１日分の報酬（出席報酬）を支払う。ただし、費用弁償費については支払わない。

（理事の勤務報酬）

第４条　理事が法人及び施設運営のための業務に従事した場合は、法人は理事に対して、別表１に定める報酬（勤務報酬）と費用弁償費を支払うことができる。

（監事の報酬等）

第５条　監事が、法人及び施設の運営状況の指導又は監査の業務に当たった場合、並びに指導検査への立会に従事した場合は、別表１に定める報酬（勤務報酬）と実費弁償費を支払うことができる。

２　監事に対するその他の報酬等については、理事の規定を準用する。

（費用弁償費）

第５条の２　役員等に対して、別表１に定める報酬に加えて、法人の業務遂行のために必要な費用（交通費、食費、調査のための資料代等）を支給する。

２　交通費の実費が、費用弁償費の額を上回る場合は、その実費を支給する。

（出張旅費）

第６条　役員等が、法人の業務のために出張したときは、別表１に定める報酬に加えて、別表２に定める日当を支給することができる。

２　旅費は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、宿泊費及び交通費の実費額とする。ただし、実状を考慮して、増額することができる。

３　通常の旅費以外で、出張の業務遂行上必要な経費を、実費を原則として支給できる。

（適用除外）

第７条　施設の職員を兼務する理事は、この規程を適用せず、職員に係わる諸規程を適用する。

（支給日）

第８条　役員等の報酬及び実費弁償費（出張旅費の精算を含む）は、当日または業務終了後速やかに支払うものとする。

（改正）

第９条　この規程の改廃については、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第 10 条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付則１　この規程は、平成 23 年９月１日より適用する。

改訂　平成 24 年 12 月１日

改訂　平成 28 年 12 月２日

改訂　平成 29 年　３月１日

改訂　平成 31 年　３月１日

改訂　令和　２年　２月１日

改訂　令和　３年　４月１日　※第３条（役員の出席報酬）、別表１については令和２年５月１日に遡って適用する。

改訂　令和　４年　４月１日

別表１

名称	区分	報酬	費用弁償費
理事会出席報酬	理事	１回 11,137 円	県内：１回 5,568 円 県外：１回 11,137 円
	監事	１回 11,137 円	県内：１回 5,568 円 県外：１回 11,137 円
評議員会出席報酬	評議員	１回 11,137 円	県内：１回 5,568 円 県外：１回 11,137 円
評議員選任・解任委員会出席報酬	評議員 選任・解任委員	１回 11,137 円	県内：１回 5,568 円 県外：１回 11,137 円
勤務報酬	理事長	１日 22,274 円	県内：１回 5,568 円 県外：１回 11,137 円
	理事	１日 22,274 円	県内：１回 5,568 円 県外：１回 11,137 円
	監事	１日 11,137 円	県内：１回 5,568 円 県外：１回 11,137 円

別表２

名称	支給額	備考
日当	１日 11,137 円	
宿泊費	実費相当	